

知多南部衛生組合における女性活躍推進法に関する  
特定事業主行動計画

令和5年4月制定

知多南部衛生組合管理者

# 知多南部衛生組合における女性職員の活躍の推進に関する 特定事業主行動計画

令和5年4月1日

知多南部衛生組合管理者

知多南部衛生組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、知多南部衛生組合管理者が策定する特定事業主行動計画である。

## 1. 計画期間

本計画の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とする。

## 2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、総務課総務係を担当部局とし、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととしている。

## 3. 女性職員の活躍の推進に向けた本組合における問題点

- (1) 職員数がそもそも少なく、正規職員の新規採用についても見送っている状況である。
- (2) 現在の女性職員数は約1割である。
- (3) 管理職数（ポスト数）が少なく、年齢的にも女性を管理職に置くことが困難である。

#### 4. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標及び取組内容・実施時期

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定し、取組みを実施する。

##### 目標

本組合は、小規模団体で職員数が少なく、女性職員は限られていることから、数値目標として掲げられる項目がないため、女性職員の活躍推進に向けては仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を図り、働きやすい職場環境づくりと併せて、以下の取組を進めることとする。

- (1) 積極的に女性職員を外部研修に派遣する。
- (2) 女性職員を各種検討会や会議のメンバーとして構成し、女性の感性や能力が活かされる機会を積極的に設ける。
- (3) 職員募集の際、女性採用に向けて積極的な取り組みを行う。

知多南部衛生組合における女性活躍推進法に関する特定事業主行動計画

知多南部衛生組合総務課総務係

〒470-3321 知多郡南知多町大字内海字檜木 77 番地の 1

電話 0569 (62) 0402